

1. 中小企業・小規模事業者向け契約目標

- 中小企業・小規模事業者向け契約目標： **比率:60.0%** **金額:4兆7,449億円**
前年度までの実績を上回るよう努め、目標達成を目指す。
- 新規中小企業者向け契約目標： 前年度までの実績を上回るよう努め、国等全体として**3%**を目指す。

2. 令和2年度に新たに講ずる主な措置

(1) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業・小規模事業者に対する配慮

- ①官公需相談窓口における適切な相談対応
- ②納期・工期の柔軟な対応及び代金の迅速な支払
- ③最新の実勢価格等を踏まえた適切な予定価格の作成及び契約金額の変更

(2) 知的財産権の取り扱いの明記

調達コストの適正化や著作物の二次的活用を図る観点から、コンテンツ振興法第2条第1項のコンテンツに該当し、著作権等の知的財産権の発生が含まれる場合には、発注者は当該知的財産権の全部又は一部を譲り受けず受注者に帰属させるコンテンツ版バイ・ドール契約の活用を促進するよう努める。

(3) 中小企業・小規模事業者の資金繰りへの配慮

- ・支払いまでの資金繰りに配慮し、国等に対する債権の譲渡が必要と認められる場合は適切に対応する。
- ・特に、発注者から債権の譲渡制限の意思表示がなされた場合であっても、改正民法の趣旨を踏まえ、国等の承諾を得なかったとしても債権の譲渡は有効であることについて、ホームページへの掲載等により中小企業・小規模事業者に情報提供するなど、資金繰りへの配慮に努める。

(4) 最低賃金額の改定に伴う契約金額の見直し

年度途中の最低賃金額の改定を踏まえた予算を確保し、契約時点で反映しておくことや、人件費単価が改定後の最低賃金額を下回った際は適切な価格での単価の見直しを行う旨の条項を予め契約に入れるなどにより、年度途中で最低賃金額の改定があったとしても、受注者が労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払う義務を履行できるよう配慮する。